

令和6年2月臨時

四万十町教育委員会

会議資料（追加）

日 時：令和6年2月28日（水）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

議題

- ③ 議案第 2 号 四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- ④ 議案第 3 号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 4 号 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 5 号 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

議案第2号

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年2月28日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

四万十町子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年四万十町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 1 条及び第 2 条第 1 項中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

第 3 条中「中から」を「うちから」に、「13 名以内をもって構成」を「13 人以内をもって組織」に改め、同条第 1 号中「2 名以内」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

第 3 条第 3 号中「2 名以内」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「3 名以内」を削り、同号を同条第 4 号とする。

第 4 条を次のように改める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

第 5 条第 1 項中「中から互選する」を「互選によりこれを定める」に改める。

第 6 条第 4 項中「関係者」を「委員以外の者」に改め、同条第 5 項中「この会議のもとに作業部会」を「会議に、部会」に改める。

第 7 条中「町民課」を「生涯学習課」に改める。

第 8 条中「規則」を「条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の四万十町子ども・子育て会議設置条例第 3 条の規定（以下「旧規定」という。）により委嘱し、又は任命されている委員は、改正後の四万十町子ども・子育て会議条例第 3 条の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧規定により委嘱し、又は任命された日から 2 年とする。

参 考

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

【要旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

- ・ 題名を「四万十町子ども・子育て会議条例」とします。
- ・ 「法第 77 条第 1 項」を「法第 72 条第 1 項」に改めます。（第 1 条及び第 2 条）
- ・ 組織について改めます。（第 3 条）
- ・ 会議の庶務について、「町民課」を「生涯学習課」に改めます。（第 7 条）
- ・ 字句の修正等を行います。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

子ども・子育て支援法 抜粋

第 72 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 2 項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 (略)

四万十町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>四万十町子ども・子育て会議設置 (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p> <p>2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。 (組織)</p> <p>第3条 会議は、次に掲げる者の<u>うちから</u>、町長が委嘱し、又は任命する委員<u>13人以内をもって組織</u>する。</p> <p>(1) 子どもの保護者</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</p> <p><u>(4)</u> その他町長が適当と認める者 (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年と<u>する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> | <p>四万十町子ども・子育て会議設置 (設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 会議は、<u>法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p> <p>2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。 (組織)</p> <p>第3条 会議は、次に掲げる者の<u>中から</u>、町長が委嘱し、又は任命する委員<u>13名以内をもって構成</u>する。</p> <p>(1) 子どもの保護者 <u>2名以内</u></p> <p>(2) <u>放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室の関係者 2名以内</u></p> <p>(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 <u>2名以内</u></p> <p><u>(4) 町の職員 4名以内</u></p> <p><u>(5)</u> その他町長が適当と認める者 <u>3名以内</u> (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年と<u>し、再任を妨げないものとする。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>2 <u>委員が委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞職したものとみなす。</u></p> <p>3 <u>委員は、再任されることができる。</u> (会長及び副会長)</p> <p>第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の<u>互選によりこれを定める。</u></p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、会議に<u>委員以外の者</u>の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>5 <u>会議に、部会</u>を置くことができる。 (庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。 (その他)</p> <p>第8条 この<u>条例</u>に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> | <p>2 <u>委嘱の委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。</u> (会長及び副会長)</p> <p>第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の<u>中から互選する。</u></p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 議長は、必要があると認めるときは、会議に<u>関係者</u>の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>5 <u>この会議のもとに作業部会</u>を置くことができる。 (庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、<u>町民課</u>において処理する。 (その他)</p> <p>第8条 この<u>規則</u>に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p> |

議案第3号

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年2月28日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 26 年四万十町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 49 条）」を

「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 49 条）」を

第 6 章 雑則（第 50 条）」に改める。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第 11 条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 50 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定さ

れている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【要旨】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省第 61 号）の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

【主な改正の内容】

- ・ 安全の確保に関する規定の追加として、第 8 条の 2 に安全計画の策定等に関する規定を追加し、第 15 条に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」を追加します。
- ・ 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、本町においてもこれに準じ、第 14 条を削除します。
- ・ 関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管されたことにより、第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正します。
- ・ 第 50 条に電磁的記録について規定します。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 抜粋

(安全計画の策定等)

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前

項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第 13 条 削除

(衛生管理等)

第 14 条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(保育の内容)

第 25 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p><u>第6章 雑則 (第50条)</u></p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づき取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> | <p>目次</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> | <p>定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> |

議案第4号

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年2月28日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年四万十町条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を

「第4章 雑則（第54条）

附則」に改める。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項から第6項までを削る。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに

係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第 38 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 39 条第 2 項を削る。

第 40 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 43 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第 45 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 49 条中「利用定員の定員を超えて」を「利用定員を超えて」に改める。

第 51 条を次のように改める。

(準用)

第 51 条 第 9 条から第 15 条まで（第 11 条及び第 14 条を除く。）、第 18 条から第 20 条まで、第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条から第 34 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 12 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第 13 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 15 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費（法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 20 条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 20 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 53 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【要旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）や子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等が改正され、また、市町村が条例を定めるに当たり従うべき基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準府令」といいます。）も改正されたことから、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

- ・ 関係省庁から子ども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管されたことにより、第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。（第 16 条第 1 項第 4 号）
- ・ 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことから、本町においてもこれに準じ、懲戒に係る権限の乱用禁止規定を削除します。（第 27 条）
- ・ 基準府令第 42 条第 1 項第 3 号を適用しないことができる場合として、児童福祉法第 24 条第 3 項を同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を明記します。（第 43 条第 4 項）
- ・ 保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、また、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定します。（第 54 条）
- ・ 条ずれへの対応や字句の修正等を行います。（第 5 条第 2 項他）

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【参考法令等】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 抜粋

(特定教育・保育施設等との連携)

第 42 条 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市町村長が、児童福祉法第 24 条第 3 項 (同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) (略)

5～9 (略)

(準用)

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで (第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。) について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費 (法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費 (法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 62 条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者 (以下この条において「特定教育・保育施設等」という。) は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。) により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者 (以下この条において「教育・保育給付認定保護

者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得よ

うとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 抜粋

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)

第3条 (略)

2～9 (略)

10 都道府県知事又は指定都市等の長は、当該都道府県又は指定都市等が設置する施設のうち、第1項又は第3項の当該都道府県又は指定都市等の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

11 (略)

子ども・子育て支援法 抜粋

(支給要件)

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

(1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

(2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 |
|--|--|--|
| 目次 | 目次 | |
| 第4章 雑則 (第54条) | | |
| 第5条 (略) | 第5条 (略) | |
| 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもにも区分して定めるものとする。 | 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもにも区分して定めるものとする。 | 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、 <u>法第19条第1項第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもにも区分して定めるものとする。 |
| (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 | (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 | (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 |
| (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 | (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 | (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 |
| (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意) | (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意) | (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び <u>同項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分 (内容及び手続の説明及び同意) |
| 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について | 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について | 第6条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について |

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------|---|
| <p>利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> | <p>利用申込者の同意を得なければならぬ。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども</p> | <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>もの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選を受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> | <p>前子どももの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> |
| <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どももの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> | <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どももの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> |
| <p>4・5（略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条（略）</p> | <p>4・5（略） （あっせん、調整及び要請に対する協力） 第8条（略）</p> |
| <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> | <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る当該特定教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(受験資格等の確認)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合）については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項）に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>第10条～15条（略）</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項）の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2（略）</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条（略）</p> | <p>(受験資格等の確認)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合）については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量（法第20条第3項）に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>第10条～15条（略）</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条）の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2（略）</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条（略）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> | <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) (略)</p> |
| <p>第27条 <u>削除</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> | <p>第27条 特定教育・保育施設（<u>幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>ては、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条（略）</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保</p> | <p>にあつては、四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第39条（略）</p> <p>2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第40条（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づ</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～3 (略) 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよ</p> | <p>き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～3 (略) 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。 (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>う必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第46条～48条 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員を超えて</u>特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(準用)</p> | <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に準じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第46条～48条 (略)</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第49条 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員の定員を超えて</u>特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(準用)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）<u>、第18条から第20条まで、第24条から第26条まで及び第28条から第34条までの</u>規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項及び第20条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</p> | <p>第51条 第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）<u>、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの</u>規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項及び第20条において）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第20条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第20条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学第52条</p> | <p>（特別利用地域型保育の基準）</p> <p>特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場あっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53</p> | <p>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場あっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。）</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は当該特別利用保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。</p> | <p>提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものを除く。）に要する費用」とする。</p> |
| <p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p> | <p>第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方法</p> <p>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法に</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>よる提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提供した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p> | |

議案第5号

四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

四万十町教育委員会表彰規則（平成20年四万十町教育委員会規則第1号）第2条及び第3条に規定する表彰に該当するとして、同規則第5条の規定に基づき、別添のとおり推薦がありましたので、被表彰者の選定について、委員会の意見を求める。

令和6年2月28日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会表彰規則 【抜粋】（平成20年教育委員会規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、四万十町の教育、学術、文化、技芸、スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が他の模範として推奨できる学校等又は団体若しくは個人を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（児童生徒等の表彰）

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、所管する幼稚園、学校に通園、通学する園児、児童、生徒又は四万十町に所在する園児、児童、生徒で構成する団体で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰することができる。

- （1）人命救助やこれに類する行為を行ったとき。
- （2）障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。
- （3）幼稚園、学校における継続的な活動が、他の園児・児童・生徒等に良い影響を与えたとき。
- （4）有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。
- （5）クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。
- （6）前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

（学校等又は団体等の表彰）

第3条 教育委員会は、所管に属する学校等又は団体若しくは個人で次の各号に該当するものを表彰することができる。

- （1）学校教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの
- （2）教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの
- （3）社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- （4）学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの
- （5）青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの
- （6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの

（表彰の種類）

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

（表彰の推薦）

第5条 学校長、団体の代表者又は町民は、表彰に該当すると認められる学校等又は団体若しくは個人があるときは、推薦書（様式第1号）により教育委員会に推薦することができる。

（選考及び決定）

第6条 被表彰者は、教育委員会で選考し決定する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年度1回3月に行う。但し、必要があるときは随時行う。

(表彰の方法)

第8条 被表彰者には、教育委員会が表彰状を授与する。又、併せて記念品を授与することができる。

2 被表彰者になった者が表彰前に死亡した時は、表彰状及び記念品はその遺族に授与する。

四万十町教育委員会表彰規定 表彰基準

| 対象 | 規定 | 表彰事由 | 種類 | |
|--------------------------|-----|------|---|------------|
| 園児、児童、生徒、団体（園児、児童、生徒で構成） | 第2条 | 第1号 | 人命救助やこれに類する行為を行ったとき。 | 功労賞 |
| | | 第2号 | 障害者・高齢者等に対する福祉活動、環境美化活動、伝統文化の継承等の地域活動を継続的に実践したとき。 | 功労賞 |
| | | 第3号 | 学校等における継続的な活動が、他の児童・生徒等に良い影響を与えたとき。 | 功労賞 |
| | | 第4号 | 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたとき。 | 功労賞 |
| | | 第5号 | クラブ活動、部活動等において、著しい成果をあげたとき。(別表) | 功績賞 |
| | | 第6号 | 前各号に掲げるものの他、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの。 | 功労賞 奨励賞 |
| 学校、団体、個人 | 第3条 | 第1号 | 学校等の教育の振興発展に貢献し、その功績の著しいもの | 功労賞 |
| | | 第2号 | 教育施設の充実整備に貢献し、その功績が著しいもの | 功労賞 |
| | | 第3号 | 社会教育及び社会体育の振興育成に貢献し、その功績が顕著なもの | 功労賞 |
| | | 第4号 | 学術、文化、技芸の向上発展に貢献し、その功労が顕著なもの | 功労賞 |
| | | 第5号 | 青少年の健全育成等社会事業に尽力し、功労のあるもの | 功労賞 |
| | | 第6号 | 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に表彰する必要があると認めたもの | 功労賞 奨励賞 |

※ 社会教育団体においても別表に掲げる基準を満たすものは功績賞の対象とする。

別表

スポーツ部門

| | 成 績 | 備 考 |
|-------|------------|---|
| 県大会 | 優勝 | 四国大会、全国大会の予選大会となるもの。 新人戦も含む。 地区(郡・ブロック)予選のある大会の場合、上記に該当しなくても表彰の対象とする。 |
| 四国大会 | 優勝・準優勝 | 予選大会のあるもの。オープン参加大会は含まない。 |
| 西日本大会 | 入賞(6位以上)以上 | ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。 |
| 全国大会 | 入賞(6位以上)以上 | ベスト8も含む、オープン参加の大会の場合協議。 |
| 選抜大会 | 上記大会別成績 | 選抜チーム主力メンバーとして参加した者を対象。 但しチームとして左記の成績を残していない場合は功績者表彰の対象外とする。 |

※ 上記に該当する場合でも、大会の種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。

文化・芸術部門

| | 成 績 | 備 考 |
|----------|--------|-----------------------------------|
| こども県展 | こども県展賞 | |
| | 県知事賞 | |
| 吹奏楽コンクール | 詳細は右記 | 県大会・・・金賞(四国大会出場権それ以外は含まない)を対象とする。 |
| | | 四国大会・・・金賞以上を対象とする。 |
| | | 西日本大会・・・銀賞以上を対象とする。 |
| | | 全国大会・・・銀賞以上を対象とする。 |
| | | その他・・・コンクールの種類、参加者数等により協議。 |
| 文化・芸術大会 | | 大会の種類等により協議。 |
| 県展 | 特選以上 | |
| 日展 | 入選以上 | |

※ 上記に該当する場合でも、大会・コンクールの種類・参加人数(チーム数)により協議を行う。